

学校に配置された看護師の職制と職務に関する一考察

守屋美由紀^{*1} 津島ひろ江^{*2}

はじめに

近年、医療技術の進歩や医療機器の開発、医療法改正、さらにノーマライゼーション思想の浸透により、小児の在宅医療が推進されている。また、1979年度の養護学校義務制施行、さらには2003年度より適用される就学基準の改正などにより、それまで義務教育を免除されていた重度・重複障害をもつ児童生徒が、在宅で医療的ケアを受けながら、学校へ通うことが可能となった。その中でもとりわけ肢体不自由養護学校では、学校生活においても医療的ケアを必要とする重症心身障害児が多数在籍している¹⁾。このケアに誰が、どう対応するかが問題となり、一つの解決方法として肢体不自由養護学校への看護師の配置や訪問看護師の派遣が進みつつあるが、一方で児童生徒の健康管理を担う養護教諭との役割分担に混乱が見られている²⁾。本稿では、学校に配置された看護師(以下、学校看護師という)と養護教諭の固有性を見出すために養護教諭の前身である学校看護婦と、近年肢体不自由養護学校に配置されている学校看護師の職制と職務に関する歴史的文献を収集し整理したので報告する。本稿で用いる看護職の名称はその当時の呼称を使用する。

学校看護婦の誕生と職制

わが国で学校に看護婦が最初に配置されたのは、1905(明治38)年、岐阜県羽島郡竹ヶ鼻小学校と笠松小学校である。専任の学校看護婦としては1910年、広瀬ます女史が専属嘱託職員として岐阜高等小学校に配置されたのが始まりである。当時、トラコーマが流行しており、児童生徒にも感染者が多数いたため、校内洗眼を実施する学校医の助手として学校看護婦は配置された。学校長の指示に従い、校医を補助し、学校衛生に専念できる者が必要となり、学校看護婦を配置する要望が起きている³⁾。日本赤十字社から看護婦が派遣され、文部省学校看護婦として勤務にあたり、学校の保健衛生の設備、児童観察、応急処置、学校医による身体検査の助手、衛生教育

の補助、病欠児童の家庭訪問、運動会や遠足、校外学習時の付き添いなどの職務を行っており、医療の補助者としての位置づけが強かったことがうかがえる⁴⁾。その後においても学校看護婦は増加し、1925年には504名、1933年には2398名、1940年には5908名にまで達した⁵⁾。

一方、アメリカとイギリスのスクールナースの誕生の背景には、わが国と類似性が見られる。世界で初めてのスクールナースの配置は、1893年ロンドンで貧民学校に疾病の治療補助のために、ボランティアで Amy Hughes が学校訪問をしたのが始まりである。その後、1904年にロンドン市は学務局にスクールナースを設置した。また、ニューヨーク市は1902年に公共の事業としてスクールナース Lina Rogers を保健局に配置し、学校巡回を開始した。これらの主な職務は伝染性皮肤病の治療であった^{6,7)}。わが国と比較して異なる点としては、欧米のスクールナースは、複数の学校を受け持って巡回し、監督者はナースステーションの所長であるのに対し、日本の学校看護婦は、小規模で二校兼務もあるが専任とし、監督者がその学校の学校長であることである⁸⁾。そしてその後、日本は独自の養護教諭制度をたどっている。

満州事変や第二次世界大戦など社会状況が戦争一色となるにつれて、富国強兵、軍備力の増強を目指し、国民の関心が青少年の健康と体力に向けられるようになった。そして学校看護婦の職務内容にも変化が起こり、虚弱児への対応が学校衛生の重点となり、それまでの学校医の補助者という役割から学校衛生の中心的役割を担うようになったと考えられる。そして、予防的活動を実施する専門的職員が必要であるという考えが生まれた。また学校看護婦自身から教育職員身分獲得の職制運動が起こり、1941年国民学校令制定に伴い学校看護婦の名称は養護訓導へと改称された⁹⁾。この名称と職制の制定にはさまざまな議論があった。学校看護婦では内務省の管轄になるため、文部省管轄の養護婦という名称とその職務内容を衛生養護と提案したが、賛成が得られな

*1 川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 保健看護学専攻 *2 広島大学 医学部 保健学科 看護学専攻 (連絡先) 守屋美由紀 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学大学院

かった。そこで養護婦令という単独勅令ではなく、国民学校令という総合勅令の中に入れ、徳育・体育を重視し、教員身分を表す訓導として法制化され、養護訓導となった¹⁰⁾。

戦後、学校教育法が制定(1947年)されたことにより養護訓導は養護教諭と名称が改称され、それまでの学校看護婦はほぼ養護教諭へとなくなっていった。

しかし、この当時、わが国は連合国最高司令官総司令部 General Headquarters(以下、GHQとする)の占領下であり、全面的に強い干渉を受けていた。日本の看護制度に関してもアメリカと同じ制度にしようと考えたGHQは、養護教諭をすべて廃止し、保健婦にするべきである、それが不可能なら養護教諭は保健婦の指導下に入れ、養護教諭は全員看護婦資格を持っていること、などの政策を打ち出した^{11,12)}。この理由として、杉浦は「アメリカではスクールナースを公衆衛生看護婦の一部とみなしており、大部分が衛生職員であって、教員身分ではないので、日本の制度が理解できなかつたからである」と述べている¹³⁾。しかし、これらの政策はGHQの解体とともに消失し、日本特有の養護教諭制度へと戻り、養護教諭は教育職員として児童生徒の養護を掌り(学校教育法第28条)、現在に至る。しかし近年の障害児の教育権保障や学校における医療的ケアを誰が担うかなどの議論を背景にして、文部科学省と厚生労働省が共同研究を実施した。その結果、医療的ケアへの一つの取り組みとして「看護師資格のある適切な人材を常勤の教職員として、又は、常勤の定数を活用した非常勤職員として自治体が弾力的に配置することについて工夫を促す」とした¹⁴⁾。これにより看護師免許を有する養護教諭の医療的ケアへの関わりや派遣された看護師との連携が現場において議論されている¹⁵⁾。

肢体不自由養護学校の学校看護婦

肢体不自由児のための初めての公的な教育機関は、1932(昭和7)年、当時の東京市、市立光明学校である。当時、肢体不自由児は就学が免除および猶予されており、その数は東京市だけでも約700名であった^{16,17)}。この数を受けて光明学校が開設されたのである。そこで校医の指示によりレントゲンや太陽灯、電気浴、日光浴、マッサージ療法、ギブス療法、矯正体操などの実務を行うために看護婦が必要となり、この年、肢体不自由養護学校に初めて看護婦4名が配置された¹⁸⁾。学校看護婦から養護教諭へと職制が転換した後においても、東京都を中心に肢体不自由養護学校にはこれらの職務を実施するため、学

校看護婦の配置を残存した。さらに、養護教諭も配置されることとなり、双方の職務の検討が求められるようになった。それぞれの職務に関して、学校看護婦である斎藤は、「1958年に学校保健法が制定され仕事内容は整備された」と述べている¹⁹⁾。

現在の肢体不自由養護学校には、口腔・鼻腔内吸引、経鼻経管栄養、吸入、導尿、人工呼吸器の管理、腹膜透析などさまざまなケアを必要とする児童生徒が在籍しており、これらのケアに対応するために、地方自治体によっては学校に看護師を配置している。また、2003年度からは訪問看護ステーションから看護師を派遣して医療的ケアに対応する「訪問看護スキーム」が開始される。

これらから、学校看護婦には養護教諭の前身としての学校看護婦と、肢体不自由児の治療や養護を行うために置かれた学校看護婦の2つがあり、現在の学校看護師は後者にあたることが明らかになった。

学校看護師・養護教諭の職務の現状

看護師を配置している肢体不自由養護学校での現在の学校看護師と養護教諭の職務分担について文献的検討を試みた。看護師が主体となるのは、要医療的ケア児の健康状態の把握、個別ケア実施計画の作成、個別マニュアルの作成、医療的ケアの実施、教員への医療的ケアの技術的・知識的指導・助言、教員が実施する医療的ケアの立会い、校外学習・宿泊学習への付き添いとそれに伴う身体・機器両面の安全管理、主治医との連携、個別マニュアルや連絡帳等の点検および管理、医療機器や医療品等の補充や管理、感染症などの予防に関する知識の普及、医療的ケアを必要とする児童生徒に関する研究の啓発などを行っていた。養護教諭が主体となるのは、学校保健安全計画の立案参画、健康診断と事後措置、全児童生徒の健康把握、学校環境衛生検査、健康相談活動、集団・個人への保健指導、学校保健委員会等の組織活動、救急処置、校医との連携、保健室の設備・備品・薬品の管理、ケアシステムの構築・マネジメントなどであった。看護師は在籍児童生徒のなかでも医療的ケアを必要とする児童生徒への対応が主で、ケアに関する事項を主体的に行っていたのに対し、養護教諭は在籍児童生徒全員を対象として主に学校保健法に基づく職務を行っていた²⁰⁻²⁵⁾。しかし、明確な境界線があるわけではなく、両者が協力して行わなければならない仕事もあり、連携の重要性が示唆された。

表1 学校看護師の歴史とその背景

社会状況	学校看護師	肢体不自由養護学校の学校看護師
1897～トラコーマの大流行	1898 学校医制度始まる	
	1905 岐阜県の公立小学校に公費で 看護師配置 ＜学校医の補助＞ ＜学校看護師数の顕著な増加＞	
1914 第一次世界大戦	1922 学校看護師数 111名 日赤の看護師を文部省学校看護師 として派遣	
	1923 「学校看護婦執務指針」発布	
	1925 聖路加国際病院学校看護師派遣 学校看護師数 504名	
	1929 「学校看護婦に関する訓令」発布 学校看護師数 1438名	
1931 満州事変	＜虚弱児対策＞	1932 初の公的な肢体不自由養護学校 設立 看護師4名配置
1939 第二次世界大戦	1933 学校看護師数 2398名	
	1940 学校看護師数 5908名 ＜職制運動が起こる＞	
1945 終戦	1941 「国民学校令」により養護訓導 となる	
1945～1952 GHQ占領下	1947 「学校教育法」により養護教諭 となり現在に至る	1947 東京都では看護師配置のまま養護 教諭配置
1958 学校保健法制定		
1969 肢体不自由養護学校の各都 道府県設置実現		1969 東京都の学校看護師数 10名
1979 養護学校義務制施行		1980 東京都の学校看護師数 22名 1984 東京都の看護師数 36名
1992 医療法改正により「居宅」 が「医療提供の場」となる		
1992 老人保健法改正により老人 訪問看護ステーション誕生		
1994 健康保険法改正により全年 齢階層に拡大され在宅医療・訪 問看護が法律上位置づけられる		1994 東京都 救急体制整備事業開始
1998～2001 文部科学省厚生労働 省による医療的ケアに関する共 同研究開始		1997 宮城県 学校に訪問看護師を派遣 尼崎市 訪問看護師を派遣
2003 共同研究を受けて訪問看護 スキーム制度開始		2001 全国の学校看護師13都道府県39校 64名
2003 就学基準改正 (肢体不自由)		2003 学校への看護師配置・訪問看護師 派遣が予算化される

おわりに

学校看護師誕生からの約100年間の職制と職務の歴史を振り返り、以下のことが明らかになった。①学校看護師の誕生や職務は社会状況に大きく影響を受けて変化している。学校看護師の誕生にはアメリカやイギリスと類似性が見られるが、その後においてはGHQの占領下によりアメリカと同じ制度にするよう干渉されるものの、学校看護師自身の職制運動により日本は教育職として位置づけられた。②学校看護師には、1905年に始まった養護教諭の前身としての学校看護婦と、1932年に肢体不自由養護学校で治療や矯正を行うために配置され、現在も医療的ケアを実施するために増加している学校看護師の2

つの流れがみられた。③現在、肢体不自由養護学校の学校看護師の職務は、要医療的ケア児の健康状態の把握や医療的ケアの実施、教員への医療的ケアの技術的・知識的指導・助言など医療的ケアを必要とする児童生徒への対応が主であった。④近年、看護師の配置や平成15年度より始まる訪問看護スキームの導入により、養護教諭と看護師が医療的ケアにどのように関わるかが議論されている。

学校看護師と養護教諭の両者が学校現場でそれぞれの専門性を発揮しながら連携することは、児童生徒により良い学校環境を提供するために重要なことである。しかし、その具体的連携方法は明らかにされておらず、これに関しては、今後の実践的な研究が必要である。

文 献

- 1) 古川勝也：医療的ケアの現状と今後の取り組み。養護学校の教育と展望，No.127，38-41，2002。
- 2) 横山由美，金田鈴江：養護学校に勤務する養護教諭の現状。学校保健研究，37(6)，484-492，1996。
- 3) 日本赤十字社史続稿第4巻，日本赤十字社，348，1957。
- 4) 前掲書3) 348-349
- 5) 杉浦守邦：養護教員の歴史。2版，東山書房，京都，226-241，1985。
- 6) 杉浦守邦：養護概説。1版，東山書房，京都，34-35，1999。
- 7) Mary Anne Modrcin-Talbot: Comprehensive Community Health Nursing. Six edition, Mosby, United States of America, 686-705, 2002。
- 8) 杉浦守邦：養護教諭制度の成立と今後の課題 — 自分史を交えて —。1版，東山書房，京都，7-12，2001。
- 9) 前掲書5) 109-121
- 10) 杉浦守邦：養護訓導と入江俊郎。日本養護教諭教育学会誌，9(1)，18-32，2003。
- 11) 前掲書8) 15-17
- 12) 大石杉乃：占領下日本の看護改革 — GHQ 初代看護課長オルト少佐 —。看護教育，41(8)，607-609，2000。
- 13) 杉浦守邦：学校保健関係者の現状 — 学校医・養護教諭・保健主事 —。小児科臨床，第41巻増刊号，35-42，1988。
- 14) 文部科学省特別支援教育課・厚生労働省社会保障担当参事官室：今後の養護学校における医療的ケアの実施体制について。肢体不自由教育，158号，62-63，2003。
- 15) 津島ひろ江：学校における医療的ケアを支える看護専門職の連携。保健の科学，45(5)，344-349，2003。
- 16) 村田茂：肢体不自由教育における医療・福祉との連携 — 医療的ケアの今後 —。肢体不自由教育，134号，44-51，1998。
- 17) 村田茂：日本の肢体不自由教育 — その歴史的発展と展望 —。新版，慶應義塾大学出版会，東京，47-50，1997。
- 18) 前掲書17) 51-54
- 19) 斎藤秀子：本校における医療的ケアの実際と学校看護婦の役割。肢体不自由教育，139号，50-54，1998。
- 20) 守屋美由紀，津島ひろ江，中村祥子，安田幸子：養護学校における医療的ケアと養護教諭・看護師の職務の実態。学校保健研究，第44巻増刊号，488-489，2002。
- 21) 倉田敦代：養護学校における医療的ケアの実際 — 本校の現状 —。日本養護教諭教育学会誌，9(1)，114-115，2003。
- 22) 丸山有希：養護学校における医療的ケアの実際 — 本校の現状 —。日本養護教諭教育学会誌，9(1)，116-117，2003。
- 23) 前掲書19) 50-54
- 24) 中島幾久子：看護師との連携の中で生きる力をはぐくむ。養護学校の教育と展望，No.127，10-14，2002。
- 25) 原田宗七：医療との連携を目指して。療育の窓，No.108，26-28，1999。

(平成15年5月30日受理)

The Professional Structure and Role of School Nurses

Miyuki MORIYA and Hiroe TSUSHIMA

(Accepted May 30, 2003)

Key words : SCHOOL NURSE, MEDICAL CARE,
SCHOOLS FOR CHILDREN WITH PHYSICAL DISABILITIES

Correspondence to : Miyuki MORIYA Master's Program in Nursing, Graduate School of Medical Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.13, No.1, 2003 127-131)